

**+** 貨物概要

合成繊維製ループドパイル編物と合成繊維製平編物を重ねて縫製したタオルケット

性 状：ループドパイルを有する編物と平編物を縫い合わせたものであり、  
生地のすべての辺に縁加工が施されている

素 材：ポリエステル 100%（編物、起毛してないもの）

サイズ：（横）150 cm × （縦）200 cm

用 途：夏季の上掛け寝具（就寝時の保温）として使用

**+** 分類

関税率表第 6301.40 号（統計番号 6301.40-090）の合成繊維製のその他の毛布

**+** 分類理由

本品は、片面にループドパイルを有する合成繊維製メリヤス編物から成るタオルケットであり、起毛してない毛布と認められることから、関税率表第 63.01 項の規定及び同表解説第 63.01 項の記載により、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお  
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる  
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）